

## 駒形地区農産物等直売所「こまがた元気マルシェ」運営要領

令和4年5月 決 定

令和6年4月 一部改正

喜多方市塩川町駒形地区においては、「こまがた元気会」の協力のもと、自家消費出来ない余った新鮮野菜や果物等を多くの消費者に安く提供することを目的として、農産物等の生産者が連携・協力して農産物等直売所「こまがた元気マルシェ」を設けて自主的に運営しますが、この要領は、その運営等に関して必要な事項を取りまとめたものです。

その他の細部の事項や今後運営していく中で必要となる事項については、関係者（出荷者・こまがた元気会）が協議して決めていくこととします。

### 1 「こまがた元気マルシェ友の会」（以下「友の会」という。）による運営

- ・会員 農産物等の出荷者が構成員となり友の会を組織し、協議のうえ農産物等直売所を自主的に運営します。

※会員は「会員名簿」に登載します。

※加入・脱会は、会長へ申し出でいつでもできます。

※年一回以上、会員による総会を開催します。

- ・役員 \*友の会に、会長1名ほか、必要に応じて世話役、相談役、調査役等を置きます。

会長 会務を総括し、会を代表します。

世話役 会員間の連絡、売り場の管理（開閉・清掃等）の役割分担の調整、売上げの精算に関する助言・指導等を行います。

相談役 会員の出荷する作物の栽培、衛生・安全管理、値付け等に関して会員に助言します。

調査役 販売品に関する市場動向をはじめ直売所運営に有益な情報を調査・収集し、会員に提供します。

\*役員の任期は1年とし、会員の互選により選任します。再任もできます。

\*業務の円滑な運営を図るため必要に応じて、会長が招集し役員による打合せ会（役員会）を開催します

### 2 「こまがた元気会」（以下「元気会」という。）の協力

- ・販売場所の提供と管理
- ・共同で使用する資機材の提供（陳列台、看板、幟旗等）

- ・関係者間の連絡
- ・広報
- ・その他円滑な運営に必要な助言、情報提供、関係機関の手続き等

### 3 出荷者（会員）

- ・駒形地区において野菜等の農産物を生産する者など、4の販売品目の出荷者
- ※ 「野菜等の農産物」としては、生鮮野菜を主として、他に穀物、果物、花き、山菜も対象とします。

### 4 販売品目

- 生鮮野菜類を基本とし、当面次のような品目とします。
- ・駒形地区の生産者の、または駒形地区で生産される野菜等の農産物
  - ・駒形地区の生産者の、または駒形地区で生産される野菜等の加工品（保健所の許可等手続きを受けた生産者の物）
  - ・駒形地区の生産者の、または駒形地区で生産される野菜及び花き等の苗

### 5 販売場所（店舗）

- 塩川町中屋沢字田中乙 337-3（農家レストラン「竹の子」向かい）の場所とします。
- ※ こまがた元気館その他の場所の使用や移動販売、イベントへの出店等については関係者が協議して決めます。

### 6 開設期間

毎年概ね5月から12月までの期間で、開始日及び終了日等は関係者が協議して決めます。

### 7 開設日時

毎週月曜日～金曜日、午前9時～午後4時30分を基本としますが10月からは閉店時間を午後4時までとします。なお、イベント等、必要に応じ開催する場合は会員（参加者）の同意を得ることとする。

※ 変更する場合は、事前に関係者が協議します。

### 8 売り場（店舗）の管理

- ・無人販売を基本とします。
- ※ 日中の商品管理については、元気館に駐在する館長や関係者が可能な範囲で目配りし

ます。

- ・売り場の開閉は友の会と元気会が協力して対応します。

※ 関係者間で日程を確認・調整し、開閉を担当する者への元気館の鍵の受渡しを行います。

## 9 出荷・販売・精算等

- ・出荷者は、出荷品の泥やゴミを取り除き簡易包装（袋・束等）を行います。

※ 出荷者各自が出荷品の衛生管理・農薬使用等の安全管理に責任を持っていただきます。

※ 包装については、別途推奨する方法を示します。

- ・開店時間に合わせて、出荷者各自が出荷品を持込みトレイに並べます。

※ 出荷者名や品物名の表示方法は、別途示します。

※ 出荷品を持ち込む際は、品目、数量、単価等の必要事項を記入した伝票を添付します。

伝票を忘れた場合は、事務局に連絡することとします。

伝票の様式は別途示します。

※ 自分で運搬できない出荷者については、会員間での協力などを配慮します。

- ・値段は、1袋（束）100円を基本に、100円単位で値付けします。

※ 値付けは、出荷者各自の判断で行います。必要に応じて相談役等の助言を受けることとします。

※ 値段の表示方法については、別途示します。

- ・代金を収納するため、固定式・鍵付きの集金箱を設置します。

- ・閉店時間に合わせて出荷者が集合し、売上げ結果を確認し、現金精算（提出された伝票との突合）します。

※ 売上げ数と金額が整合しない場合（代金の未払いがある場合等）は、按分等により各出荷者の売上額を調整します。

※ 集合できない出荷者は、他の会員または元気会に確認等を依頼します。

※ 売上げに関する税務等の手続きが必要な場合は、出荷者各自が対応することとします。

- ・売れ残りは、当日出荷者各自が持ち帰ります。

※ 売れ残りを回収する際は、無断で持ち帰らず決済終了後、または自身で決算した記録を残してから行うこととします。

※ 加工品等で日持ちする物は、品物に応じて適切な期間継続して出品することができる

こととします。

※ 当日持ち帰れない場合は、他の会員への依頼や、翌日等の持ち帰りとし、なおやむを得ない場合は元気会に処分を依頼できることとします。

## 10 安全・安心の確保及び売上げ向上等

- ・直売所開設・運営に必要な行政上の手続き等については、元気会が協力して対応します。
- ・出荷者各自が関係機関の指導を受け、出荷品に関する安全・安心の確保に万全を期します（衛生管理－保健所、農薬使用－農業普及所、必要に応じ放射能検査－市総合支所・県農林事務所等）。このため、元気会においても隨時学習会の開催等の支援をします。
- ・品質向上、販売戦略、売上管理その他必要な具体策について、友の会において協議して定め、事業の維持・発展を図ります。